

介護保険負担割合証

が交付されます

「介護保険負担割合証」は介護保険の要介護認定を受け、要支援または要介護と認定された方、および基本チェックリストを実施し「サービス事業対象者」となったすべての方に交付されます。

(毎年8月1日更新)



介護保険負担割合証の内容を確認しましょう

介護保険負担割合証を受け取りましたら、内容に誤りがないか確認をお願いします。内容に誤りがありましたら、松戸市介護保険課までご連絡をお願いします。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ 氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	122077 松戸市 公印 松戸市

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかの確認をお願いします。

適用期間が記載されておりますので確認をお願いします。

介護保険サービスを利用したときの負担割合(1～3割)が記載されますので確認をお願いします。

介護保険サービスを利用するときには 介護保険負担割合証を必ず持参しましょう

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用するときの自己負担割合を示す証明書になります。介護保険被保険者証(緑色)と介護保険負担割合証(桃色)を必ず2枚一緒に提示してください。

※介護保険負担割合証を提示されなかった場合、本来の自己負担割合で介護保険サービスを受けられない場合があります。

松戸市役所
介護保険課

○認定、保険料について

☎047-366-7370

(松戸市介護保険事務センター 認定・保険料担当)

○介護サービスの利用について

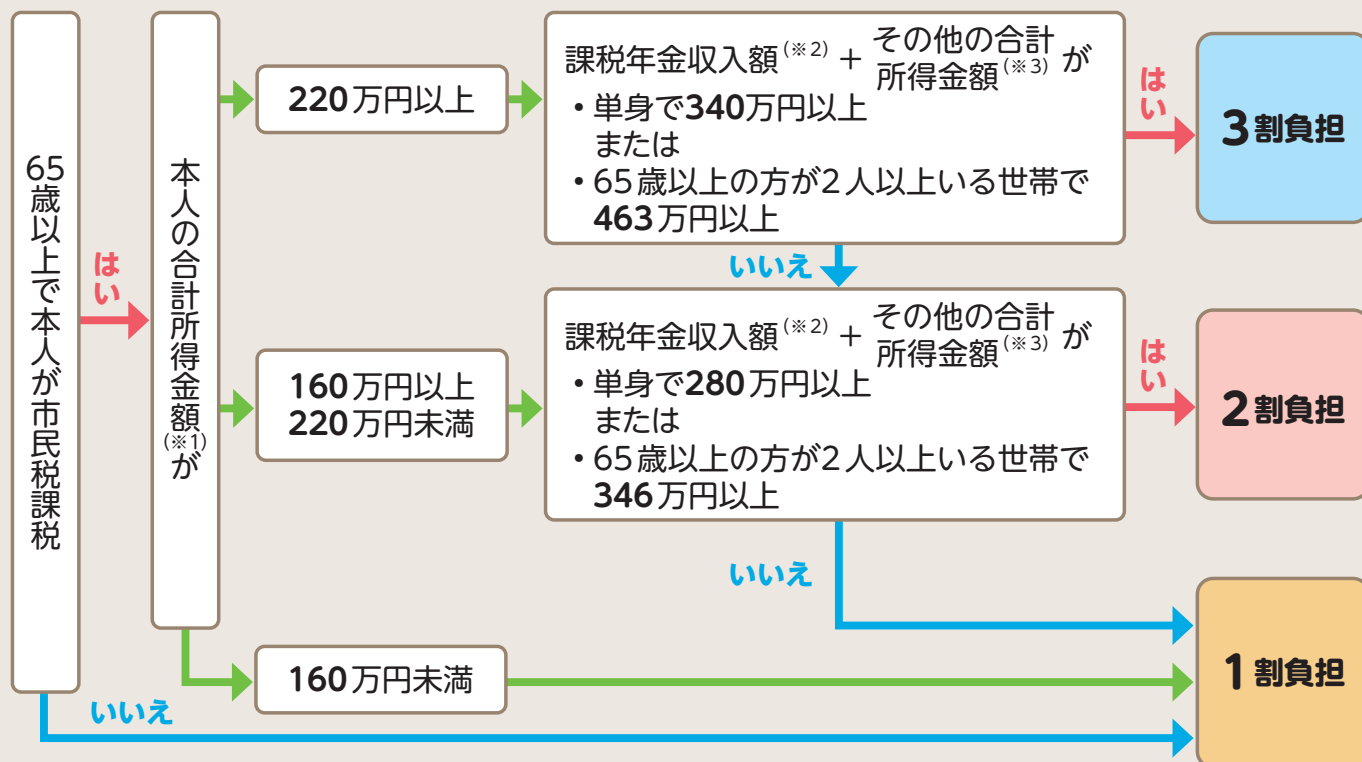
☎047-366-7067

(松戸市介護保険事務センター 給付担当)

高齢者支援課

○介護予防について

☎047-366-7346



●合計所得金額、課税年金収入額、その他の合計所得金額は前年のものになります。

●第2号被保険者(40歳～64歳)、市民税非課税の人、生活保護受給者は所得に係らず1割負担となります。

※1 「合計所得金額」とは

合計所得金額とは、収入から必要経費に相当する金額(公的年金控除や給与所得控除など)を控除した金額をいい、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 「課税年金収入額」とは

国民年金や厚生年金、共済年金など市民税の課税対象となる年金収入額の合計のことで、遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは

合計所得金額(※1)から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

Q & A



Q

1割負担から2割もしくは3割負担になった人は、必ず月々の負担が2倍もしくは3倍になるのですか？

A

月々の利用者負担には所得により上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての場合で負担が2倍もしくは3倍になるわけではありません。

Q

一度決定した負担割合は翌年の8月1日まで変更はないのでしょうか？

A

前年の所得やご収入に変更がある場合や、ご転居等で世帯構成に変更がある場合、負担割合に変更が生じる場合があります。また、ご転入や税の未申告等により所得状況が把握できない場合、暫定の負担割合で表示させていただいておりますので、負担割合に変更が生じる場合があります。